

大阪市告示第780号

大阪州市税条例（平成29年大阪市条例第11号）第29条第1項第1号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第14項の規定に基づき告示する。

令和8年6月4日

大阪市長 横山英幸

法人の名称	法人の主たる事務所 又は事業所の所在地	寄附金税額控除の 対象期間
公益財団法人桃谷政次郎記念財団	大阪府中央区淡路町二丁目5番8号	令和8年1月1日から 令和13年12月31日まで
NPO法人輪母ネットワーク	大阪府生野区勝山北五丁目11番18号1F	令和8年3月5日から 令和13年3月4日まで
特定非営利活動法人チャーム	大阪府北区菅栄町10-19	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

（財政局税務部課税課）